



担当課	企画課
担当者	藤井 滝本
電話	(073) 435-1015
内線	2452

令和元年12月27日

和歌山市SDGs推進ネットワークの設立に向けて、 加入希望企業・団体の事前申込の受付を開始します！

本年7月に「SDGs未来都市」に選定された本市は、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿財務局和歌山財務事務所とSDGsの推進を図る企業・団体のネットワーク設立に向けて協議を重ねてきました。

この度、設立に向けて、加入希望企業・団体の事前申込の受付を開始します。

◎和歌山市SDGs推進ネットワークとは？

SDGsに取り組む企業や団体のパートナーシップを深め、各々の活動の活性化を目指すとともに、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進につなげるためのプラットフォームです。

○設立予定日

令和2年1月20日（月）

○参加対象

SDGsの推進に積極的な企業・団体
（原則、法人格を有する者に限る）

○活動予定内容

1. 勉強会やセミナー等の開催
2. 会員による交流会の開催
3. 会員の活動情報の発信（PR）など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎事前申込の方法

加入希望企業・団体は、本市HPの「和歌山市SDGs推進ネットワーク規約(案)」及び「和歌山市SDGs推進ネットワーク 分科会規程(案)」並びに「和歌山市SDGs宣言(案)」をご確認の上、加入申込書を和歌山市企画課宛てご提出ください。

各様式は、下記の本市HPからダウンロード可能です。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009206/1024692.html>

【提出先】メールアドレス：kikaku@city.wakayama.lg.jp、FAX：073-435-1254

◎設立総会の実施について

本ネットワークの設立総会を令和2年1月20日（月）に実施します（詳細が決まり次第、上記の本市HPにてお知らせ予定）。

和歌山市SDGs推進ネットワークについて

- SDGsに取り組む企業や団体のパートナーシップを深め、各々の活動の活性化を目指すとともに、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進につなげるためのプラットフォーム
- 参加対象は、SDGsの推進に積極的な企業・団体（原則、法人格を有する者に限る）
- 会費は無料（和歌山市SDGs宣言に賛同し、加入申込が必要）



活動案

普及啓発

カードゲーム／講演会

パートナーシップ

異業種交流会

事業・取組の促進

ビジネスプランコンテスト

取組の見える化

企業・団体の表彰

分科会

- 会員企業・団体は、提案によって分科会を設置可能
- 具体的なテーマについて、会員企業・団体間で調査、研究等を実施し、具体的な事業の創出や課題解決を目指す

- 企業・団体としてSDGsを推進したいが、何から始めればよいか分からない
- 先進的に取り組む企業等の事例が知りたい
- SDGsに取り組む企業・団体とつながり、自らの取組をさらに加速させたい

このようなお考えの企業・団体は、ぜひネットワークにご参加ください。
一緒にSDGsを推進し、持続可能な地域社会を創りましょう！

※加入申込方法など、詳しい内容については、下記URLをご参照願います、
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009206/1024692.html>

本ネットワークに関する連絡先（和歌山市企画課）
メールアドレス：kikaku@city.wakayama.lg.jp

「和歌山市SDGs推進ネットワーク」加入・登録申込書

「和歌山市SDGs宣言」と「和歌山市SDGs推進ネットワーク」の趣旨に賛同するとともに、暴力団等の反社会的勢力と関係がないことを宣誓し、加入・登録を申し込みます。

年 月 日

企業・団体名									
代表者 氏名				代表者 生年月日					
所在地									
TEL				FAX					
HPアドレス									
担当者①氏名 (部署名)				担当者②氏名 (部署名)					
担当者③氏名 (部署名)				担当者④氏名 (部署名)					
事務担当者氏名				事務担当連絡先 (TEL)					
メールアドレス									
取り組んでいる (または今後取り組んで いきたい) ゴール ※複数選択可 ※ゴール下の枠に○									
									特になし
SDGs に関して企業・団体で取り組んでいる活動内容									
本ネットワークで行いたいこと									

※記載事項が枠内に記入しきれない場合は、別紙（様式不問）に記入し、本申込書に添付してください。

※事務連絡は原則メールです。事務担当者に連絡可能なメールアドレスを記載ください。

事務処理欄（記載不要）

加入・登録番号

FAXでの提出先：073-435-1254（和歌山市企画課）

「和歌山市SDGs推進ネットワーク」加入・登録申込書

記入例

「和歌山市SDGs宣言」と「和歌山市SDGs推進ネットワーク」の趣旨に賛同するとともに、暴力団等の反社会的勢力と関係がないことを宣誓し、加入・登録を申し込みます。

2019年12月27日

企業・団体名	株式会社 持続可能わかやま																																						
代表者 氏名	若山 太郎	代表者 生年月日	1975年12月15日																																				
所在地	和歌山市七番丁△番地																																						
TEL	073-432-0001	FAX	073-435-1254																																				
HPアドレス	http://www.△×○□△×○□△×○□																																						
担当者①氏名 (部署名)	若山 次郎 人事部人事課	担当者②氏名 (部署名)	若山 花子 総務部総務課																																				
担当者③氏名 (部署名)	若山 かおり 総務部総務課	担当者④氏名 (部署名)																																					
事務担当者氏名	若山 花子	事務担当連絡先 (TEL)	073-435-1015																																				
メールアドレス	Zwakayama△×○□@gmail.com																																						
取り組んでいる (または今後取り組んで いきたい) ゴール ※複数選択可 ※ゴール下の枠に○	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特に なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>													○																特に なし		○	○		○			○	
	○																																						
								特に なし																															
	○	○		○			○																																
SDGs に関して企業・団体で取り組んでいる活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs をテーマにした全社員向け研修を関係企業と合同で実施 ・○×浜の清掃活動を地区住民と年2回実施 																																						
本ネットワークで行いたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴール14(海)を中心に取り組んでいる企業が知りたい ・特に海洋プラスチック対策に取り組む企業との連携関係を作りたい 																																						

※記載事項が枠内に記入しきれない場合は、別紙(様式不問)に記入し、本申込書に添付してください。

※事務連絡は原則メールです。事務担当者に連絡可能なメールアドレスを記載ください。

事務処理欄(記載不要)

加入・登録番号

FAXでの提出先: 073-435-1254 (和歌山市企画課)

(案)

和歌山市SDGs推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「和歌山市SDGs推進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、会員同士の交流や情報交換等を通じて、各々の活動の活性化を目指すとともに、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員間の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
- (2) 会員に対する人材育成等の活動
- (3) 会員の活動等の推進及び活動内容等の情報発信等の活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し本規約を順守するとともに、暴力団等の反社会的勢力と関係がない企業、団体(原則として、法人格を有する者に限る。)の会員及び支援・協力を行うパートナー団体(以下「会員等」という。)をもって組織する。

2 本会への加入又は登録を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載した上で事務局に提出し、審査を経て承認されることで、会員等となる。

3 会員等は、書面等により届け出て退会することができる。

4 会員等が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員等を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき。
- (2) 会員等が解散又は活動を停止したとき。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき。

(役員)

第5条 本会に、会長1名、幹事15名以内、監事若干名を置く。

2 会長及び幹事は、会員の中から総会で選出する。

3 監事は、幹事のうちから会長が選出する。

4 会長及び幹事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し、ネットワークの運営に当たる。

- 2 幹事は、幹事会の構成員としてネットワークの運営に関する重要事項について審議する。
- 3 監事は、ネットワークの収支決算の監査を行う。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、総会の議事を総理する。

- 2 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 役員を選出に関する事項
 - (2) 運営方針及び活動計画に関する事項
 - (3) 規約の制定及び改廃に関する重要事項
 - (4) その他本会の意思決定に関する重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長の発意により、書面又は電子メールによる総会を開催することができる。この場合において、総会構成員からの回答をもって出席とみなす。

(幹事会)

第8条 本会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、ネットワークの事業計画、事業報告、会員からの提案等、運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 3 幹事会構成員の了承を得た場合は、書面又は電子メールによる幹事会を開催することができる。この場合において、幹事会構成員からの回答をもって出席とみなす。

(分科会等)

第9条 活動の必要に応じて、本会の会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

- 2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。
- 3 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(事務局)

第10条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営)

第12条 会費は、無料とする。ただし、参加を希望する団体等を募り実施する活動について、参加費等を徴収することは妨げない。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

和歌山市SDGs推進ネットワーク 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山市SDGs推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）規約第9条の規定に基づき設置される分科会に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、ネットワークの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とする。

(活動計画)

第3条 分科会の設置を希望する会員は、年間の活動計画を書面でネットワーク事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(活動報告)

第4条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を書面で事務局に提出するものとする。

(メンバー)

第5条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。

- 2 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとする。
- 3 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第10条を遵守しなければならない。

(役員)

第6条 分科会に、分科会長1名を置く。

- 2 分科会長は、分科会の設置を提案する会員とする。
- 3 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。
- 4 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。
- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 分科会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合において、当該出席者に第10条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(費用)

第8条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

(成果の報告)

第9条 分科会は、分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果(以下「検討成果」という。)がある場合は、随時事務局へ書面で報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 メンバーは、分科会活動又は相互交流により知り得た他のメンバーの技術的な情報又は秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第11条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果(以下「検討成果等」という。)は、事務局を通じ、会員及びパートナー団体に共有され、会員及び事務局は、検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分科会は、検討成果等に技術的な開発成果等他の会員及びパートナー団体に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると判断したときは、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権(特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。)に関する出願等を検討する場合、あらかじめ事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(分科会の解散)

第12条 次の各号の一に該当するときは、幹事会の承認を得て分科会を解散することができる。

- (1) 分科会長からの申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する分科会の設置目的にふさわしくない活動があったとき。
- (3) 第4条に規定する活動報告が正当な理由なく提出されないとき。
- (4) その他会長が解散が適切であると認めたとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。



(案)

和歌山市SDGs宣言

2030年に向けて、パートナーシップで持続可能な地域を創りましょう！

➤ 豊かな自然環境の継承

限りある自然と共存できる暮らしや事業のあり方を追求することで、地球の生態系維持に貢献するとともに、地域の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目指します。

➤ みんなが暮らしやすい地域社会の実現

人間の尊厳を守り、多様性を尊重するとともに、社会が抱える諸課題の解決に取り組み、希望の持てる社会の形成を目指します。

➤ 域内経済の好循環実現と未来に向けた人材の育成

SDGsへの取組を通して、社会に有用な付加価値の創出を図るとともに、未来を担う人材の育成を通して、自律的好循環を実現する域内経済の形成を目指します。

